

堺市教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正
する規則

堺市教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成２７年教育委員会規則第
１２号）の一部を次のように改正する。

第３条中「第９条（第１項及び第１３項を除く。）」を「第９条（第１項及び第１２項を除
く。）」に改める。

附 則

この規則は、令和７年１０月１日から施行する。